

議員提出議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月8日 提出

提出者	橋本市議会議員	土井	裕美子
〃	橋本市議会議員	小林	弘
〃	橋本市議会議員	岡本	安弘
〃	橋本市議会議員	森下	伸吾
〃	橋本市議会議員	辻本	勉
〃	橋本市議会議員	杉本	俊彦
〃	橋本市議会議員	阪本	久代
〃	橋本市議会議員	小西	政宏
〃	橋本市議会議員	樽井	豪男

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市において端を発した新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）の流行は、急速な勢いで世界各地に拡散しており、世界保健機関（WHO）が現在の世界的流行について、「パンデミック」といえる状況と表明するなど、国際的な脅威となっている。

政府は、新型コロナウイルス感染症の国内拡大防止に向け、緊急事態宣言を発し、本県においても各種活動自粛が県民の協力のもと実行されたことにより一定の成果を見た。

これを受け、5月14日をもって本県は緊急事態措置を実施すべき区域からは解除されたものの、ワクチンや特効薬の獲得には至っておらず終息の時期は見通せない状況であると認識せざるを得ず、県民の健康不安及び経済的不安は全く払拭されていない。

本市を含む医療圏においても、4月15日に初めての感染者が認められて以降、市内デイサービスセンターにおいてクラスターが、更には感染症指定医療機関においても入院患者に感染者が確認され、外来診療、新規入院が停止されるという事態が発生するなど、未だ、市民にはウイルス感染への不安が大きく残っている。

また、飲食や各種サービス業を始め、様々な業種で経営状況が悪化し地域経済に極めて深刻な影響が生じている。

よって、県においては、引き続き感染拡大を防止する責任と地域経済の継続に対する役割を果たすよう、下記事項にかかる迅速かつ適切な実現を強く要望する。

記

1. 発熱患者（感染疑い患者を含む）の受入れ体制の確立、これによる外来診療や手術件数の減少など新型コロナウイルス感染症対策にあたっている医療機関における経営的負担への影響は極めて大きく深刻な状況であることを踏まえ、特段の財政支援を早急に講ぜられたい。
2. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止、また、経済・医療・教育あらゆる活動の速やかな日常回復に向け、適切な医療提供体制、必要十分なPCR・抗体・抗原検査体制を構築されたい。

3. 今後、第2波を見据え、全ての疑似症患者が望む医療を不安なく速やかに受けることができるよう、相談対応を担う保健所から検査そして治療に至る一連の医療提供体制における各セクションにおいて、感染者の発生状況に応じた必要十分な体制を整えられるよう準備されたい。
4. 県民の不安を少しでも軽減するため、新型コロナウイルス感染症予防及び治療体制についての情報を可能な限り詳細に提供されたい。
5. 県内における経済や県民生活への影響を的確に把握し、財政支援をはじめとした適切な支援策を講ぜられたい。
6. 新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や偏見、誹謗中傷が無きよう特段の対策を講ぜられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 和歌山県知事